

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第19回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年3月29日（月） 13:30～14:54

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

東海 幹夫

（以上1名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、田原 康生（電気通信技術システム課長）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について【諮問第3020号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置）について【諮問第3019号】

（2）諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのイーサネット接続に係る平成2

2年度の接続料の設定) について【諮問第3022号】

イ 端末設備等規則の一部改正について【諮問第3023号】

(3) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成22年度事業計画について

イ 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)について

開 会

○酒井部会長代理　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会、第19回ですが、開催いたします。

本日は根岸部会長が欠席でございますので、私が議事を進めさせていただきます。本日は委員6名、臨時委員2人の合計8名中5名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。本日の議題は、答申事項2件、諮問事項2件、報告事項2件でございます。

○酒井部会長代理　初めに、答申事項より審議いたします。諮問第3020号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）でございますが、これについて審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、2月22日開催の当部会におきまして審議を行い、3月15日までの間意見募集を行い、その後寄せられた意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討していただきました。

本日は、接続委員会の主査であります東海委員より、検討結果についてご報告いただきますので、よろしくお願いいたします。

○東海臨時委員　それでは、お手元の資料の19-1をごらんいただきたいと思っております。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）につきまして、接続委員会における調査・検討の結果についてご報告をさせていただきます。

本件は、接続料規則の一部を改正する省令の公布、施行を受けて、長期増分費用方式、いわゆるLRIC方式に基づく平成22年度接続料等を改定するため、NTT東西の関係するところ、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、先ほど部会長代理からお話しございましたとおりのスケジュールで意見の募集が行われました。これを受けまして接続委員会で調査・検討を行ったところでございます。

検討の結果、お手元の資料の表紙をおめくりいただきました19-1の1ページでございますけれども、そこがございます報告書のとおり、結果は諮問のとおり認可するこ

とが適当ということとさせていただきます。

詳細につきましては総務省よりご説明いただけるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、2ページをごらんください。私のほうからいただいた意見と考え方につきましてご説明申し上げます。

まず、「意見1」でございます。平成22年度の長期増分費用方式に基づく接続料は上昇しており、今後もトラヒックが減少し、接続料が上昇し続けることが見込まれるため、平成23年度以降の接続料算定方法については、長期増分費用方式に基づく接続料算定の在り方自体を抜本的に見直すべき。また、NTT東西は、平成23年度以降の接続料の算定の在り方の検討に必要な情報を速やかに公表すべきとのご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、今回申請のあった長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定については、本年2月に改正された接続料規則に規定する算定方法に基づき適切に算定されたものと認められる。

他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もトラヒックの減少傾向が続くことが想定されることから、総務省においては、平成23年度以降の接続料算定の在り方について、今後の接続料水準を注視しつつ、長期増分費用モデルの評価も含め検討を行うことが適当である。

また、NTT東西は、平成22年度にPSTNからIP網への移行について概括的展望を公表することとしているが、平成22年2月22日付当審議会答申においても要望を行ったとおり、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西は、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことが適当であるとされているところでございます。

続きまして、3ページをお開きください。「意見2」でございます。平成23年度以降の接続料算定の在り方については、NTT東西による具体的なIP網への移行計画の公表を待つことなく、他のPSTN接続料を含めて検討すべき。また、その際にはき線点RT-GC間伝送路費用の扱いについても併せて検討すべき。

これに対する考え方でございますけれども、平成22年2月22日付当審議会答申においても要望を行ったとおり、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後

の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じレガシー系サービスの接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。

また、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、平成20年12月付情報通信審議会答申において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成21年度（認可年度）からの3年間も引き続き、接続料原価に算入する現行方式の採用が適当とされたところである。平成23年度以降の接続料算定の在り方について検討する際には、上記答申におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱いが、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保する観点に基づくものである点も踏まえ、当該コストの扱いについても改めて検討することが適当であるとされております。

続きまして、4ページの「意見3」でございます。平成22年度の長期増分費用方式に基づく接続料が大幅に上昇していることに加え、同方式により算定されたコストが、実際のコストよりも高い値となっているなど、現行の長期増分費用方式による接続料算定には問題がある。このため、平成22年度の接続料を現行水準に維持・凍結すると共に、接続料算定方法の抜本の見直しを含め、現行規制の在り方自体を早急に見直すべきとのご意見です。

これに対する考え方でございます。今回申請のあった長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料の改定については、本年2月に改正された接続料規則に規定する算定方法に基づき適切に算定されたものと認められる。

また、実際費用が長期増分費用方式により算定された費用よりも低い値となることについては、平成19年9月付情報通信審議会答申に示したとおり、両費用が今後どのように推移していくのかを現時点で正確に判断することは困難であり、現時点で実際費用の方が低い値であることをもって直ちに長期増分費用方式の有用性の有無を判断することは適切ではない。

以上のことから、電気通信事業法において「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」と規定されていることもかんがみると、現行の接続料水準を政策的観点から維持・凍結することは必ずしも合理的であるとはいえない。

なお、総務省においては、今後も実際費用と長期増分費用方式により算定された費用

の乖離幅について注視し、必要に応じて要因分析等を行うことが適当である。

5ページに行きまして、続きでございますが、平成23年度以降の接続料算定の在り方については、考え方1のとおりとされているところでございます。

以上でございます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○宮本委員　　今回、答申案は、私、これで結構だと思いますけれども、最初の「意見の1」に対するこちらの考え方にありますように、やはりトラヒックの減少が続いていきますと、いわゆる長期増分費用モデルでは、これがこのままずっとこの評価方法でいいのかということがありますので、今後とも少し検討するということが必要ではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○酒井部会長代理　　どうぞ。

○東海臨時委員　　先ほど行政のほうからご説明いただいたところが主としてご意見と考え方というところでございますけれども、今、委員からご質問ございましたことが7ページからの申請概要に全部まとまってございまして、特に細かい接続料は10ページから11ページでございまして、7ページの一番下に出ているGC接続、IC接続のこの金額というのが今回の数字ということでございます。これはここ5年間の間、NTSコスト、ノン・トラヒック・センシティブのコストを接続料の計算式から除くという形を審議会で答申をいたしまして、現実にはそういうふうな形でもって接続料算定がなされた効果がございましたものですから、その5年間は毎年毎年この数字が下がってきたというような結果だったわけです。

しかしながら、実はここへ来て、このNTSコストの控除をするという効果が既に終わりましたものですから、と同時に、もう一つ、逆にユニバーサルサービスのコスト計算のほうから、8ページに出ておりますけれども、FRT-GC間伝送路のコストというものが逆に戻ってくるという、これはかなりきいてございまして、その部分が主たる上昇原因となっておりますが、今委員ご指摘のとおり、8ページにトラヒックの数字が全部出ておりますけれども、まさにこれが構造的な問題でどんどん下がっていくということも、これも要因の1つとして十分に認識しておかなければならないところでございます。これは接続委員会でも確認させていただいたところでございます。

そういったことを受けて、今いろいろな環境変化が、この問題だけでなく、激しく動き、また、そのことをしっかりと認識した政策を考えていかなきゃならないという時代は、他の問題でも確認してきたところがございますので、今回の考え方の整理につきましては、かなり総論的に、今、年度末でございますけれども、新年度になりましたら、早い時期に全体をしっかりと見渡すというような検討をしっかりとやるべきだということを今回の考え方の整理の大きな特徴にさせていただいているというところがございます。

私からは以上でございます。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。私も接続委員会と長期増分モデル、両方ともメンバーです。おっしゃることはよくわかりますが、長期増分もずっと前からやっていて、この計算方法がほんとうによろしいのかどうかというのははっきりわからないところもありますけれども、客観的な手法として、今のところベターなほうかなということですが。何しろトラヒックが下がってくるしわ寄せが行って、コストが上がる傾向が出てきます。その辺も含めて次年度からは検討が非常に重要であるということを、ここでは書いている段階だと思います。

○宮本委員　結構だと思います。

○酒井部会長代理　どうぞ。

○國井委員　今回はいいかと思うんですけど、どのくらいのスピードで検討していかれるのか、情報開示をされるのか。この分野は非常に変化が速いところなので、それに追従できるような体制もつくっていく必要があると思うんですね。それに関してはどうのように目標を定めていらっしゃいますか。

○酒井部会長代理　タイムスケジュールはお願いします。

○村松料金サービス課企画官　まず今回ご審議いただいておりますLRICに基づきます接続料につきましては、22年度までのルールは決められておりますけれども、23年度以降についてはこれからでございます。これにつきましては準備ができ次第審議会のほうにお諮りしてご審議をお願いしたいということで考えているところがございます。

開示という点は、NTTの東日本、西日本の概括的展望かと思っておりますけれども、それにつきましては今後ともNTT東西に対しまして審議会からもいただいておりますように、早期開示をお願いしたいということでやっていきたいと考えております。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。コンピューターのほうはドッグイヤーという感じなのですが、必ずしもレガシーの電話はそうでもないところがあって、1年で全部

なくなっちゃうとか、そんなことはほとんどありませんので、比較的コンピュータに比べるとゆっくりなペースかなという形では思っておりますが、それでもだんだん時代が変わってまいりますので、そろそろ検討する時期かなという感じは持っております。よろしいでしょうか。

それでは今後検討しなければいけないという重要条件を踏まえつつ、諮問3020号につきましては、この答申案どおりにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

○酒井部会長代理 では、続きまして、諮問第3019号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆるNGNに係る接続料でございます。これについて審議いたします。

本件は総務大臣の諮問を受けまして、1月19日開催の当部会において審議を行いまして、2月18日までの間に1回目の意見募集を行いました。その後2月23日に提出されました意見を公表するとともに、3月9日までの間再意見の募集を行いまして、2回の意見募集でいただいた意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討いただきました。

本日は接続委員会の主査の東海委員より検討結果についてご報告いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○東海臨時委員 それでは、資料19-2をごらんいただきたいと思っております。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可でございますが、内容は大きく分けますと2つございまして、NGNに係る平成22年度の接続料の改定の問題と、もう一つは電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置に関するものでございます。接続委員会における調査・検討の結果についてご報告をさせていただきます。

本件は、NTT東西のNGN、ネクスト・ジェネレーション・ネットワークに係る機能につき、平成22年度接続料を設定するとともに、平成21年10月16日付け情報通信審議会答申、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」により示された固定ブロードバンド市場における接続ルールに係る接続約款の措置を行うものでございます。

この意見募集のスケジュールにつきましては先ほど部会長代理からお話があったとおりでございますので、省略いたします。

接続委員会の検討の結果、お手元の資料19-2の1ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることといたしました。

報告書の詳細につきましては総務省でご説明いただきたいと思います。

- 古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料19-2に基づきましてNGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置についてご説明をさせていただきます。

なお、本件のうちWDM装置における接続に係る技術的条件の変更について、3月4日にNTT東西から総務大臣に対して接続約款の変更認可申請の補正申請がなされております。これを受けて3月12日付けで、総務大臣より情報通信行政・郵政行政審議会に対し、諮問の補正に係る通知を行っております。電気通信事業部会におきまして、部会長ご了承のもとで文書審議が行われ、補正申請の内容については改めて意見募集の対象としないことについて委員全員のご了承をいただきましたので、そのとおり決定されたものでございます。

それでは、資料19-2、2ページ、横長の別添資料をおあげいただけますでしょうか。本件接続約款の変更案に対する意見及びそれらの意見に関し接続委員会で取りまとめられた考え方をまとめた資料でございます。

まず、NGNに係る平成22年度の接続料の改定に対する意見でございます。「意見1」、NGN接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性についてさらなる検討が必要との意見でございます。

これに対する考え方は、NGNは、利用者数、サービス内容ともに発展期にあるネットワークであるため、今後のネットワークの急速な発展に応じ、必要があれば接続料算定のあり方等を適時、適切に見直すことが必要である。

なお、レガシー系サービスについても平成22年2月22日付け当審議会答申においても要望を行ったとおり、PSTNからIP網への移行が進展する中で今後も需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度のあり方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定のあり方について検討を行うことが適当であるとされているところでございます。

次に、5ページをおあげいただけますでしょうか。「意見2」。将来原価方式により接続料を算定する場合には、長期の算定期間を採用すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、NGNは、サービス開始後日が浅いため、現時点では需要が

少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることにかんがみると、昨年度に引き続き平成22年度の1年間を算定期間とした将来原価方式により算定していることは適当であるとされているところでございます。

次に、「意見3」、ポート容量比は暫定的なコストドライバなので、より正確な接続料を算定するためアクティビティに着目したドライバを採用すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、今回の申請における接続料算定においては、暫定的なコストドライバであるポート容量比を昨年に引き続き採用しているところであるが、現時点でのNGNトラヒックの把握は短期間であり、当該データから2年後のトラヒックについて適切な予測を行うことは困難である点を考慮すると適当であると認められる。

ただし、次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会報告書で示されたとおり、アクティビティを考慮したコストドライバのほうがより適切な費用配賦方法と考えられるため、NTT東西においては、次回の接続料算定に当たり、想定トラヒック比、またはポート実績トラヒック比、さらにこれら以外の選択肢も含めて、コストドライバのあり方について検討を深めることが適当である。なお、その場合には、接続事業者や利用者に与える影響も考慮しつつ検討を行うことが必要であるとされているところでございます。

次に、「意見4」、帯域換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表し、係数の妥当性について検証すべき。また、QoSと帯域換算の加味について、適時適切に見直しを行うべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、費用配賦に係る帯域換算係数の設定方法及びQoSの反映方法については研究会報告書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性、合理性がある。ただし、帯域換算係数については、今後のIP系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要となる事態が想定される。また、QoSの有無、程度の反映方法についても、需要の増加に応じて今後NGN設備をどのように増強するかにより異なり得る。

以上を踏まえ、NTT東西においては、帯域換算係数の設定方法やQoSの有無、程度の反映方法について引き続き検討を深めることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見5」、IGS接続料について、需要の立ち上げ期においてはIP系設備に係る保守費を個別に算定するのではなく、従来の算定方法を引き続き採用すべきとの意

見でございます。

これに対する考え方は、I G S 接続料の原価のうちの保守費に関する費用については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書を踏まえて I P 系設備に係る保守費の直接把握を可能としたこと等を踏まえて算定していることから、合理性があるとされているところでございます。

次に、「意見 6」、既存ひかり電話網に係る設備管理運営費の算定について、NGN のひかり電話と同様の考え方で設備増設を予測して取得固定資産額の伸び率を考慮することが適切か再考すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、既存ひかり電話網の平成 2 2 年度の設備管理運営費については、今後の需要も踏まえて予測しているところ、実際に平成 2 1 年度の予測値に比べても減少していることから、適当な予測がなされているものと認められるとされているところでございます。

次に、「意見 7」、NGN のアンバンドルや接続料算定のあり方については、接続料原価に算入すべきコストは何かという観点を踏まえて整理する必要があるとの意見でございます。

これに対する考え方は、NGN が当初実装していない接続機能を追加するためにネットワーク改修等が必要な場合においては、当該接続機能が基本的な接続機能に該当するときはその費用を接続料原価に算入することが適当であり、接続事業者が個別的に用いる機能に該当するときは接続事業者の個別負担となる網改造料として費用回収することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見 8」、収容局と中継局における加入者単位でのアンバンドルをすべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、収容局における加入者単位でのアンバンドルについては、収容ルータから他社中継網へのパケットの振り分け機能を追加することとなり、ルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となることから、その実現は困難と考えられ、また、中継局における加入者単位でのアンバンドルについては、平成 2 0 年 3 月 2 7 日付け情報通信審議会答申に示されたとおり、NGN が特定の I S P 事業者向けに接続先を限定できない仕様となっている等の課題があることから、これらのアンバンドルについては、今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的な問題等を含め、引き続き検討することが適当であるとされているところでございます。

次に、13ページをおあげいただけますでしょうか。電気通信市場の関係変化に対応した接続ルールに係る措置に対する意見でございます。

「意見9」、屋内配線の平均的な使用期間は、光信号分岐端末回線と同じ15年として算定すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、F T T Hサービスの屋内配線については、光信号分岐端末回線から引き通しで設置される場合であっても、宅内に設置される部分については使用環境が異なるものである。

この点、N T T東西では、過去の保守実績等から当該屋内配線の使用年数を算出しており、適切なものと認められる。

ただし、最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、N T T東西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要であるとされているところでございます。

次に、「意見10」、光屋内配線工事費について、分岐端末回線等接続等に係る既存の工事費と重複するものがあれば控除する必要があるという意見でございます。

これに対する考え方は、光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費には、派遣費用並びに光屋内配線の工事費及び物品費は算入されていないため、適切なものと認められるとされているところでございます。

次に、「意見11」、引き通し形態ではキャビネットは設置されないため、工事費や加算料についてキャビネットありの料金を適用すべきではないとの意見でございます。

これに対する考え方は、キャビネットボックス設置に係る工事費については、当該工事を行った場合のみ適用することが適当である。

光信号分岐端末回線に係る加算料については、接続約款に基づきキャビネットありの料金を暫定的に適用することは、設置形態を把握していない現状を踏まえるとやむを得ないが、平成22年度からはその実態を把握し、平成24年度以降の接続料算定の際の調整額に反映することが適当である。

また、接続事業者の申し込み内容にかかわらず、工事の現場においてキャビネットボックスの設置の有無が判断されている実態を踏まえると、N T T東西においては今後キャビネットボックスの設置割合等を反映した平均的な接続料を設定することが適当であるとされているところでございます。

次に「意見12」、無効派遣費用について、具体的な単金を設定すべきとの意見でござ

ざいます。

これに対する考え方は、無効派遣費用については、案件ごとに作業時間がさまざまであることを踏まえると、現時点で単金を設定しないことは不合理であるとは言えないが、今後NTT東西においては無効となる作業時間の実績を蓄積し、単金化を検討することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見13」、サブアンバンドルの実現に賛同。今後、上部区間のみの利用について接続事業者より要望があった場合には網使用料が遅滞なく設定されるべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、賛同意見として承る。

なお、ドライカップの上部区間の網使用料の設定については接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルするという基本的な考え方に基づき判断することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見14」、WDM装置の幅広い利用が可能となるようにその利用状況等を検証し、算定方法について検討すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、平成21年10月18日付け情報通信審議会答申で示されたとおり、WDM装置の種類、容量、空き波長は区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化については今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当であるとされているところでございます。

次に「意見15」、WDM装置に係る接続料や網改造料が事前に明らかにされないため、負担額の予見可能性が確保されていない、この意見でございます。

これに対する考え方は、WDM装置に係る接続料が個々の区間ごとに設定されており、具体的な金額が不明との意見については「考え方14」のとおり。

その他の分波光変換装置に係る網改造料等については、接続事業者の負担額の予見性を高める観点から、NTT東西においては、可能な限り情報の開示に努めることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見16」、本件に限らずNTT東西の網改造料は透明性に欠けるため問題との意見でございます。

これに対する考え方は、網改造料については、基本的な接続機能とは異なるものの、第一種指定電気通信設備を利用するために必要となる機能にかかる費用であることから、

NTT東西においては協議等の過程において妥当性、透明性の向上に努めることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見17」、WDM装置の設置の有無に係る情報開示はDランク以外の区間も対象にすべきであり、また、空き波長に係る情報についても開示すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、Dランク区間以外におけるWDM装置の設置の有無に係る情報及び空き波長に係る情報等の開示については、すべての情報を事前開示することとなると、多大なコスト、期間が必要となることから、現時点では事後開示とすることには合理性がある。

なお、総務省においてはWDM装置の利用状況について注視し、必要に応じて適切な対応をとることが適当であるとされているところでございます。

次に、25ページ、おあげいただけますでしょうか。「意見18」、WDM装置に係る線路調査や接続に係る申し込み手続について、申し込みから回答までの期間を短縮すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、WDM装置との接続に係る調査等については、中継ダークファイバに比べ空き波長の有無や設備状況の調査及び分波光変換装置の調達等が必要となることから、その回答や接続開始までに中継ダークファイバよりも多くの期間を要することは合理的である。

なお、NTT東西においては、他事業者によるWDM装置の利用実績が蓄積された場合には、今回規定する期間について検討を行い、必要に応じて期間の見直しを行うことが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見19」、NTT東西がWDM装置を更改する場合、接続事業者が分波光変換装置の利用中止を申し込んだものと見なす規定は不適切との意見でございます。

これに対する考え方は、やむを得ない理由によりWDM装置を更改する場合において、分波光変換装置の除却費等の負担を求めることには一定の合理性がある。ただし、NTT東西においては接続可否調査に係る協議等において、当該装置の発売時期や導入開始時期などの予見性確保に資する情報を可能な限り接続事業者を提供することが望ましい。

なお、今回の接続約款変更認可申請では、更改の1年前までにその旨を通知することとしているとされているところでございます。

次に、「意見20」、分波光変換装置に関する個別建設契約を締結する前に接続申し込

みを撤回した場合は費用負担は発生しないことを接続約款に明記すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、ご指摘のような場合には費用負担は発生しない旨、接続約款で規定されているところであるとされているところでございます。

次に、「意見2 1」、WDM装置における利用波長数を客観的に確認するため、局舎内への立ち入り等を可能とすべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、利用波長数の確認の方法については、まずは事業者間で協議することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見2 2」、複数の光信号中継回線等から構成される回線の両端にWDM装置が対向して設置されている区間についてもアンバンドルの対象とすべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、回線の区間が複数にわたる場合におけるWDM装置の具体的な申し込み形態については、まずは事業者間で協議することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見2 3」、特別光信号中継回線の接続インターフェースについて、一般的に広範に利用されているインターフェースもサポートすべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、インターフェース仕様の追加についてはまずは事業者間で協議することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見2 4」、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含める旨を接続約款に明示的に記載すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、代替コンサルティングの具体的な内容について、接続約款に規定する必要はないが、NTT東西においては接続ルール答申を踏まえ、接続事業者の要望に応じて、WDMの設置も含めた適切な代替手段を提示することが求められるとされているところでございます。

「意見2 5」、NTT東西を含む接続事業者が中継ダークファイバを効率的に利用し、空き芯線の捻出に努めるべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、意見及び再意見のとおり、各事業者においては、中継ダークファイバの効率的な利用に努めることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見2 6」、異経路構成の確認調査にかかる期間及び費用等の目安をあらかじめ示すべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、調査にかかる期間及び費用については、接続事業者からの求めに応じ、調査実施前にNTT東西から提示されるため、事前に検討することは可能と考えられる。加えて、接続事業者の予見性を高める観点から、NTT東西においては可能な限り情報の開示に努めることが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見27」、支障移転工事の通知時期については具体的な期間を定めるべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、支障移転工事に要する期間等については、個々の事情により異なるため、接続約款に規定することは適当ではないが、NTT東西においては、可能な限り速やかに通知することが適当であるとされているところでございます。

次に、「意見28」、異経路構成の再調査にかかる作業時間を短縮できるよう努めるべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、支障移転が行われた場合に、過去に調査した中継ダークファイバとの照合は、接続事業者において実施したほうが効率的であると考えられる。

なお、NTT東西においては異経路調査に当たっては可能な限り作業時間の短縮を図ることが適当であるとされているところでございます。

最後に、「意見29」、WDM装置の設置区間についても、異経路構成に係る確認調査等の対象とすべきとの意見でございます。

これに対する考え方は、NTT東西においては、接続事業者から具体的な要望があった場合には、調査に要する費用負担を求めた上で、WDM装置の設置区間における異経路構成に係る確認調査を行うことが適当であるとされているところでございます。

以上、踏まえまして、1ページにお戻りいただけますでしょうか。接続委員会からの報告書でございます。報告書の内容につきましては、冒頭、東海主査からございましたとおり、本件接続約款の変更の認可については諮問のとおり認可することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は今ご説明いたしました別添のとおりであるとされているところでございます。

以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等お願いいたします。かなり細かい内容がいっぱい入っているんですけども、いかがでしょうか。

NGNの接続料というのは、ある意味ではIPネットワークでかかるコストを出す

という話になるので、かなり大変な話で、解析もできないネットワークのコストを出すわけですから、結構時間がかかるとは思いますけれども、とにかくだんだん実績を積み重ねて、そういうものをきちんと出すような形にしなければいけないだろうとは思っております。

○國井委員　　すみません。

○酒井部会長代理　　どうぞ。

○國井委員　　全体いろいろなご意見を見ていると、何となくNTT東西さんが受け身で、いろいろなところからのご意見に対して検討する、情報開示しなきゃいけないけれどまだということですが、NGNを立ち上げていくには、もう少し積極的にパートナーシップの関係としてお互いに要求を出し合って進める必要があると思います。競争関係もあれば、供給者、ユーザーでもあるということで、微妙な関係だと思うんですが、議論していくのにいい仕組みというのはないんですか。

○酒井部会長代理　　結構難しい話だと思いますが、何かうまく……。

○國井委員　　新しい技術ですからね。日本としてはNGNをどんどん立ち上げてほしいわけですけど……。

○酒井部会長代理　　そうですね。

○國井委員　　使っていただかなければ伸びないですから。使っていただくためには、いろいろな方のご意見を反映していかないと進まないと思いますし、見えないところがあるからお約束はできませんというのわかりますけれど、何かちょっと歯がゆい感じがするんですけど。

○酒井部会長代理　　NGNが、もう少しトラヒックが増えてだんだんデータが集まってくると、検討がやりやすくなると思います。接続料というのはある意味ではこういうトラヒックならこういうコストになるというのをぴしっと出すことですので、データが積み上がる前には計算しにくいところもあるとは思いますが、どうでしょう。

○古市料金サービス課長　　今回、接続約款の変更について整備をした上で、それを踏まえて具体的にNGNとの接続案件については、NTT東西と接続事業者の間でできるだけ建設的に協議していただくということかなと思っております。先ほどの考え方の中にも特に具体的な案件についてはNTT東西と接続事業者の間でよく協議をすべきであるというような考え方も接続委員会で取りまとめていただいておりますので、そういった形で今後とも進めていっていただきたいと考えているところでございます。

○國井委員 事業者間のディスカッションというか、検討というのはスムーズにしていると考えてよろしいですか。それとも、いろいろ立場が違ってけんけんごうごうなんですか。

○古市料金サービス課長 具体的な協議に当たっては、当然、お互いに立場が違うということもありますので、なかなか意見が一致しないような場合もあるかと思えますけれども、そういった中で、先ほどの考え方の中にもありましたけれども、できるだけ建設的に、前向きにその協議をしていっていただきたいと思っているところでございます。

○酒井部会長代理 よろしいでしょうか。それでは、ほかに意見がございませんようでしたら、諮問第3019号につきましては、お手持ちの答申案どおりに答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、このとおりに答申することとしたいと思います。

○酒井部会長代理 続きまして、諮問事項のほうの審議に入りたいと思えます。

諮問3022号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、これはNGNのイーサネット接続に関する平成22年度の接続料の設定でございますけれども、これにつきまして総務省のほうから説明をお願いいたします。

○古市料金サービス課長 それでは、お手元の資料19-3に基づきましてご説明をさせていただきます。

2ページ、申請概要をおあけください。まず2ページの下のNGNのネットワーク図をごらんいただけますでしょうか。先ほどネットワーク図の中で、青い点線で囲った収容局接続機能、赤い点線で囲ったIGS接続機能及び黄色い点線で囲った中継局接続機能、これらの機能について、平成22年度のNGN接続料の改定について答申をいただいたところでございます。

本件は、このネットワーク図の中で一番右の緑の点線で囲った部分、この機能について、平成20年3月の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」、いわゆるNGN答申に基づき、新たに接続料の設定を行うものでございます。

具体的には、この図にございますとおり、他事業者がみずからのネットワークをNGNのゲートウェイスイッチに接続して、NGNのイーサネットスイッチ及び伝送路

設備により通信路の設定及び伝送を行う機能であるイーサネットフレーム伝送機能、いわゆるイーサネット接続機能について、新たに平成22年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

次に、3ページ、主な変更内容についてでございます。

まず本件の経緯でございますが、NTT東西のNGNは、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところでございますが、それに先立ち、情報通信審議会においてNGNの接続料のあり方が審議され、NGN答申においてイーサネット接続機能をはじめとするNGN関連機能についてアンバンドルすることが必要であるとの考え方が示されたところでございます。ただし、イーサネット接続機能については、平成21年度末まで事業者間均一接続料の適用を猶予することが適当との考え方が示されたところでございます。

今回の申請案は、NGN答申及び次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会報告書で示された考え方にに基づき、イーサネット接続機能の接続料を設定するために接続約款の変更を行うものでございます。

次に、平成22年度接続料の考え方でございます。NGNイーサネットについては、研究会報告書を踏まえた第一種指定電気通信設備接続会計規則等の改正を受け、平成20年4月1日から開始する事業年度から接続会計が整理されているところでございますが、サービス開始後日が浅いため、現時点では需要が少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、今回の申請案では平成22年度の1年間の算定期間とした将来原価方式により接続料を算定することといたしております。

具体的には、下の図にございますように、4つの階梯、具体的にはアクセス回線、MA内設備、県内中継設備及び相互接続用設備、これらの階梯別に設定しているところでございます。

また、この図にございますとおり、NGNイーサネットの網内で接続事業者網との通信のみ取り出して接続料化するため、複数対地間で接続可能なクローズドユーザーグループ、いわゆるCUGタイプではなく、接続事業者との相互接続点、いわゆるPOIと1対1でのみ接続するPVCタイプに関し、接続料を設定しているものでございます。

なお、基本機能である本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点でNTT東西においてシステム改修を行う必要がございますが、この費用はPVC

タイプを利用する接続事業者間において負担することとなる予定でございます。

次に、具体的な接続料算定の内容についてでございます。

まず、接続料原価の算定でございますが、NGNイーサネットの平成22年度接続料原価の算定に当たっては、平成20年度の接続会計におけるNGNイーサネット設備の設備管理運営費をベースに、イーサネットサービスのユーザー数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成22年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、それぞれの費用の算定を行っているところでございます。

その上で、この費用を設備の種類に応じて直課または配賦しているところでございまして、具体的にはNGNイーサネットを構成する設備のうち収容スイッチ、中継スイッチ、ゲートウェイスイッチと局内メディアコンバータにかかるコストは関係する階梯別コストに直課するとともに、伝送路のコストは関係する階梯別コストに配賦しているところでございます。この伝送路コストは、波長数比によりイーサネット接続機能とそれ以外のNGN接続機能との間で分計しているところでございます。

以上踏まえまして算定した階梯別コストごとの接続料原価を取りまとめたものがこの4ページの真ん中についている表でございます。

次に、接続料の算定方法についてご説明させていただきます。イーサネット接続機能の接続料は、今ごらんいただきました階梯ごとの接続料原価を各階梯ごとの需要で除して算定するわけでございます。今回の申請案ではMA内設備及び県内中継設備の需要については、既存のネットワークと異なるNGNイーサネットの特徴を考慮し、PVC換算係数、帯域換算係数、逡減的な料金体系及びバルク型料金体系の採用というそれぞれの措置を講じているところでございます。

まず、今回の接続料は、PVCタイプについて設定しているわけでございますけれども、PVCとCUGを比較すると、アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCに比べ、網内折り返しが可能なCUGは、契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さい点に着目し、PVC換算係数を算定しているところでございます。具体的にはCUGの契約帯域にPVC換算係数をかけて需要の算出に用いているところでございます。

5ページの一番上の表が具体的なPVC換算係数をあらわした表でございます。例えばNTT東日本のMA内設備でいいますと、PVCを1とした場合にCUGは0.59の割合で需要を算定しているところでございます。

さらに、一般的にIP系の装置価格について、帯域差ほど費用差が生じていないことに着目し、帯域換算係数の算定を行い、需要の算出に用いているところでございます。具体的にはシスコシステムズ社が平成17年に発売開始したスイッチ、Cisco 6504が冗長化構成することができ、かつ10ギガbpsのポートを搭載可能であり、通信事業者等に広く使われている実績のある機種であるため、当該スイッチのポート帯域とポート単価から帯域とコストの関係式を推定し、帯域換算に用いているところでございます。例えば、100メガbpsと10ギガbpsは帯域比では1対100であるのに対し、ポート単価比では1対7.4となり、これらの関係式を推定すると、帯域10倍ごとにコストが約2.7倍に増大する関係となるところでございます。

また、接続料算定に当たっては逓減的な料金体系としているところでございまして、具体的にはMA内設備と県内中継設備の帯域ごとの接続料について、今申し上げた帯域換算を用いた接続料を算定することにより逓減的な料金設定を行っているところでございます。例えば100メガbpsの接続料は10メガbpsに対して約2.7倍の接続料となっているところでございます。

さらに、今回の接続料のそれぞれの接続事業者への適用に当たっては、バルク型料金体系としているところでございまして、具体的には事業者ごとに利用している回線を個別にとらえずに、各回線にかかる帯域を合算して接続料を算定、適用するものでございます。

なお、スケールメリットが働くのは同一の設備を利用する場合に限られることから、合算する回線は同一MAないし同一県内の回線に限定しているところでございます。例えば1事業者が同一MA内で50メガ、70メガ及び80メガの3回線を使用する場合、合算した200メガの帯域に相当するMA内料金が適用されることとなるわけでございます。

以上、踏まえまして、接続料算定の設定の仕方でございますが、まずアクセス回線につきましては、局内メディアコンバータのコストを総アクセス回線数で除し、加入者光ファイバ接続料を加算して、回線ごとの接続料を設定しているところでございます。

また、MA内設備につきましては、PVC換算係数等を適用したMA内設備の単位帯域当たり料金に各品目の換算後帯域を乗じて、MAの通信速度品目ごとの接続料を

設定した上で同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用しているところ
でございます。

県内中継設備につきましても同様にPVC換算係数等を適用した県内中継設備の単
位帯域当たり料金に各品目の換算後帯域を乗じて県内の通信速度品目ごとの接続料を
設定した上で同一設備における事業者ごとに合算した帯域ごとに適用しているところ
でございます。

最後に、ゲートウェイスイッチにつきましては、ゲートスイッチのコストをゲート
ウェイスイッチ台数で除して算定した上で、伝送路分は他社利用ゲートウェイスイッ
チ台数で除したものを加算し、装置ごとに接続料を設定しているものでございます。

以上踏まえた具体的な接続料の水準をまとめた表が6ページの表でございます。こ
こにありますとおり、それぞれの階梯の表の中で、ピンクのハッチがかかっている部
分がそれぞれの階梯の具体的な接続料水準をあらわしているものでございます。

以上が今回の設備約款変更の概要でございますが、次に7ページ、8ページ、ごら
んいただけますでしょうか。今回の接続約款変更案に関する審査結果でございますが、
ここにございますとおり、審査事項2、16、17、18に照らして審査結果「適」
としているところございまして、認可することが適当ではないかと考えているとこ
ろでございます。

次に、参考資料をごらんいただけますでしょうか。今回のNGNイーサネット接続
機能の接続料と利用者料金の関係、いわゆるスタックテストの検証結果についてで
ございます。

1ページをごらんください。1ページの下2検証結果というところをごらんいた
だけますでしょうか。今回のスタックテストの検証におきましては、現行スタックテ
ストガイドラインに基づき、NTT東西がNGNを利用して提供している広域イーサ
ネットサービスでございますビジネスイーサワイドについて、NTT東西に対してそ
れぞれ検証に必要な資料の提出を求めたところでございます。検証方法としては、利
用者料金が接続料を上回っているか否かについて、個々の利用形態ごとに検証すると
ともに、利用者料金収入と接続料収入の差分、いわゆる営業費相当分が営業費の基準
値、具体的には利用者料金収入の20%を下回らないものであるか否かの検証を、サ
ービスブランドを単位として実施しているところでございます。

なお、NTT東西が提供するビジネスイーサワイドについては、CUGタイプの利

利用者料金のみを設定しており、PVCタイプの利用者料金を設定していないことから、検証の対象とする接続料についてはPVCタイプの接続料を算定した際の考え方及び手順に基づき、CUGタイプの接続料相当額を計算し、当該料金とCUGタイプの利用者料金の関係を検証したところでございます。

また、CUGタイプの利用者料金は、MA内料金が1ギガbpsごとの設定となっており、また、事業者ごとにバルク型料金も採用していないなど、接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあることから、利用形態ごとの利用者料金と接続料を比較することとしております。具体的にはMA設備まで利用する場合と県内設備まで利用する場合の1回線当たりの平均的な利用者料金と接続料相当額を計算し、これらを比較することで検証したところでございます。

以上踏まえた具体的な検証結果が下についている表のとおりでございますが、ごらんのとおり、すべての項目でスタックテストの要件を満たしていると認められるものでございます。

最後に検証結果に対する総務省の考え方でございますが、ビジネスイーサワイドについては営業費相当分は基準値を上回っており、かついずれの利用形態においても利用者料金が接続料を上回っており、接続料は不適正ではないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○國井委員　　すみません。よろしいですか。単純に比較はできないと思うんですけど、この価格というのは国際的に比較した場合にどうなんでしょう。競争力が非常にあるというか、コストパフォーマンスがいいと思われるか。サービスが違うので単純じゃないと思うんですけどね。

○古市料金サービス課長　　実は、NGNに関してはNTT東西が平成20年3月からサービス開始をしているわけでございますけれども、国際的に見てもNTT東西は先頭を走っているというようなことでございますので、具体的に、例えばほかの諸外国でNTT東西と同じようなNGNのネットワークサービスを提供しているという例はないと認識しておりますので……。

○國井委員　　もちろんそうなんですけれど……。

○古市料金サービス課長 単純な比較はなかなか難しいかなと思っております。ただ、今回コストベースということできちんと計算しておりますので、そういった意味では接続料に基づくサービス提供というのは、そういった意味では競争力が……。

○國井委員 競争力があると見なしていらっしゃる。

○古市料金サービス課長 あるものと認識しているところでございます。

○酒井部会長代理 むしろ、外国の専用線的な料金との比較はできると思いますが、接続料形態のは多分ないと思います。海外のサービスがどうなっているかというのは私は十分知識はありませんが。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載する等して公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は規定どおり2回実施することといたしまして、1回目の意見招請期間は平成22年4月28日までといたします。

また、提出されました意見を踏まえ、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上、最終的に当部会として答申をまとめることとしたらいかかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、その旨決定することといたします。

○酒井部会長代理 では続きまして、諮問第3023号、端末設備等規則の一部改正につきまして、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○田原電気通信技術システム課長 端末設備等規則の一部改正についてご説明させていただきます。資料19-4をごらんください。資料19-4、2ページ目に概要を書かせていただいております。

従来のアナログ電話サービスと同様の電話番号、これは0AB～J番号と申しますが、0AB～J番号を用いたIP電話サービスというのは加入者が順調に増えておりまして、昨年末で1,366万に達するなど、アナログ電話サービスや携帯電話サービスと並ぶ主要な電話サービスへと発展しております。

こうした状況を受けまして、昨年7月、情報通信審議会におきまして、IP電話端末設備が具備すべき機能等に関する技術的条件などにつきまして一部答申がなされているところでございます。本件は、この一部答申を踏まえまして、関係省令の整備を行うもの

でございます。

改正の概要でございますけれども、諮問にかかります本改正の具体的内容といたしましては、1番目といたしまして、0AB～J番号を使用するIP電話、以下単にIP電話端末と言わせていただきます。IP電話端末に係る所要の技術基準の整備のほか、IP電話端末、その他通話の用に供する端末からの緊急通報の発信を担保するための規定の整備を行うため、電気通信事業法の端末設備等規則の改正を行うものでございます。

IP電話端末でございますけれども、端末設備等規則におきましては、これまで電話端末としてではなく、データ通信端末と位置づけられておりまして、特に電話として求められる機能というものは制度上担保されておりませんでした。

IP電話が先ほど申し上げましたとおり、1,366万とかなり普及したということも踏まえまして、ネットワークの保護とか、利用者の利便性確保といった観点から電話として最低限必要な機能を満たすとともに、IP電話特有の課題についても対応するように、端末設備等規則において所要の規定の整備を行いたいと考えている次第でございます。

また、緊急通報に係る部分でございますけれども、通信端末の多様化とか、国際化といった流れの中で、一部の電話端末におきまして、端末側の機能がしっかりと具備されていなかったがために110番や119番等が繋がらなかったというような不具合が発生した事例がございます。こういった事例の再発を防ぐためにも、通話の用に供する端末につきまして端末設備等規則上におきまして緊急通報機能の具備に関する規定を新たに定めようというものでございます。

参考資料を使って若干補足させていただきます。お手数ですが、6ページをごらんいただければと思います。横の表になりますけれども、IP電話端末等に係る端末設備等規則の改正というタイトルの資料でございますけれども、端末設備等規則上に、まず右の上から来る赤い矢印の部分ですけれども、IP電話端末を電話用設備として位置づけるために、端末設備等規則の第4章に第3節という1節を新たに設けまして、IP電話に係る規定を設けることとしております。

また、緊急通報に係るものについては、IP電話端末のほか、従来から通話に使われているものでございます、アナログ電話、移動電話——携帯、PHSですが——及びISDNの端末についても緊急通報発信を担保するための規定というものをあわせて設けていくというものでございます。

その次のページに改正の具体的内容をもう少し細かく条項別に並べて書いてございますけれども、I P電話端末につきましては、真ん中の赤い縦の四角のところでございますけれども、規定としましては、I SDN端末と同様な規定、一番下のほうの電气的条件、送出電力、こういったもののほか、I P電話端末特有の機能として識別情報——大規模停電などからの復旧の際に識別情報をネットワーク側に登録しますけれども、その登録の際にふくそうが起きないように制御するといったような機能とか、ふくそうしているということを利用しての方に通知して、さらにふくそうを助長するようなことが起きないようにするためのふくそう通知機能、こういったものを新たに設けるといこととしております。

2ページ目に戻っていただきまして、これらI P電話端末に係る技術基準の整備及び緊急通報発信を担保するための規定の整備、こちらが諮問の対象になります。改正の概要の3番目のところでございますけれども、こちらについては諮問事項ではございませんが、I P電話端末に係る技術基準の整備にあわせて、I P電話端末に係る技術基準適合認定というものの区分に係る規定の整備を行いたいと考えております。

I P電話端末の技術基準適合認定の区分として新たに「E」という端末の区分を設けたいということで、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正をあわせて行いたいと考えているところでございます。

これらの改正の施行期日でございますけれども、端末の機能試験等にかかる準備期間も必要だということもございまして、施行期日は23年4月1日としております。また、これ以降新たに市場に投入される端末に適用していくという形にしております。なお、端末開発に要する時間等も考慮いたしまして、端末への所要の機能の具備を全部必須とするまでにはさらに1年から2年の猶予期間を設けることとしているところでございます。

なお、3番目については先ほど申し上げましたとおり、諮問の対象外となりますが、諮問事項でありますI P電話端末の技術基準等と密接に関係するものとなりますので、これらをまとめまして、総務省のほうでパブリックコメントの手続をさせていただければと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ちょっとよくわかってないのですが、アナログ電話に関しても緊急通報機能というのは端末のほうに何か持つように規定するのですか。ただ、110番というだけじゃなくて。

○田原電気通信技術システム課長 通常、アナログ電話というのは、番号を普通に発していれば、110番、119番はつながりますので、あえて規定しなくていいのではないかと。というように我々も当初考えておりましたが、普通のつくりをしていけば110番等への発信ができるのですが、あえてそれをブロックするようなものが端末上入らないとも限らないということがあるので、念のため規定をさせていただくということでございます。実態は何も変わらないのではないかと考えております。

○酒井部会長代理 そうでしょうね。

○田原電気通信技術システム課長 はい。

○酒井部会長代理 わかりました。

いかがでしょうか。何か。よろしいですか。技術的な規定の追加で、110番がかからないような端末があるということは知らなかったのですけれども、そうした事例もあるということで、きちんと規定すべきだと思います。

それでは、よろしいようでしたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

なお、総務省からの提案どおり、本報道発表及び意見招請につきましては、諮問を要しない事項も含めて一体として総務省が実施することを当部会で決定することといたします。

また、本件に関する意見招請期間は4月28日までとしていただければと思います。よろしいでしょうか。

よろしければ、その旨決定することといたします。

○酒井部会長代理 続きまして、報告事項に移ります。まず第1項目、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成22年度事業計画、これにつきまして総務省から報告がございます。よろしく申し上げます。

○村松料金サービス課企画官 それでは、資料19-5に基づきましてユニバーサルサービスの関係、2点、ご報告申し上げます。

1点目はNTT東西のユニバーサルサービスに関します効率化の計画でございます。

1 ページをお開きください。まず報告の趣旨でございますけれども、平成18年11月、情報通信審議会におきまして、最初のユニバーサルサービスの交付金の認可の答申をいただいた際に要望をいただいております。下の左側でございますとおり、NTT東西は交付金の算定の前提としている設備利用部門の費用の経営効率化率7%達成度合いを総務省に報告すること。この要望に基づきまして、右のとおり、NTT東西に対しまして行政指導を行っております。そのうちの一番下の部分でございますが、毎年度の事業計画の認可申請の際にユニバーサルサービスに係る効率化のための具体的方策について報告すること。これに基づきまして、先般3月1日にNTT東西から計画の報告がございましたので、ご説明申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、2 ページをお開きください。報告のポイントでございます。まず①にございますとおり、22年度におきましてもNTT東西ともに、設備利用部門の費用につきまして7%の効率化を継続するという計画でございます。東が102億円の減、西が84億円の減でございます。主な効率化の計画でございますけれども、下の表をごらんください。人員数の削減につきましては東が2,000人、西が3,000人。それから、業務の集約としましては、主なところではNTT東日本のほうが116業務の拠点集約、西の方は料金業務の拠点集約の効果が大きいところでございます。

それから、3 ページ、4 ページにつきましてはその詳細でございますので、説明のほうは割愛したいと思います。

続きまして、5 ページをお開きください。報告の2点目、基礎的電気通信役務支援機関の平成22年度の事業計画、収支予算でございます。そのポイントでございますが、まず①にございますとおり、支援業務費につきましては6,900万円ということで、今年度と比べまして100万円の減ということで、効率化を図っております。

ポイント2点目でございますが、効率的かつ多面的な周知広報の実施ということで、22年度算定の番号単価は21年度の8円と同程度となることが予想されますので、周知広報費の効率化を図ることによりまして支出額の抑制を図っております。また、制度の一層の浸透を図るため、新たに消費者団体との意見交換会を計画するなど多面的な周知広報を実施する計画となっております。

それから、③にございますとおり、予備費の計上ということで、22年度も不測の事態に備えまして、今年度と同額の300万円を予備費として計上しております。

6 ページは参考でございますけれども、来年度の支援業務費の詳細につきまして今年

度の概算の決算額、それから、今年度の予算額と比較した表でございますので、こちらはごらんいただければと思います。

最後7ページでございます。こちらも参考でございますけれども、ユニバーサルサービスに关しますユーザーからの問い合わせの状況でございます。総務省に対するもの、支援機関に対するもの、事業者に対するものそれぞれございますが、このような状況でございますして、番号単価の変更もございませんので、大きな変更はないところでございますけれども、今後とも三者協力しながら周知広報を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○酒井部会長代理 どうもありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○長田委員 ユニバーサルサービス制度は、今後、新しい制度についてもいろいろ議論していく展開になっていくと思いますが、そのためには、今現在の仕組みについてどれだけ利用者の皆さんに知らせることができるのかというのがすごく大切だと思います。広報の難しさというのは、私も一緒に参加させていただいて、よく分かっていますし、今年度も新しい試みを計画はしてくださっていますが、とにかくありとあらゆる機会を使って広報していかないといけないと思っています。8円とかいう金額にみんなが慣れて、何だか当たり前のようになってしまっている現状の中、どうすればいいのか、うまくは言えませんが、とにかくより努力をしていかなければいけない一番のタイミングではないかと思っておりますので、こちら協力していきますけれども、もっと頑張りたいと思います。

○酒井部会長代理 確かに8円とかそこの値段ですと、あまり興味を持たれないですね。

○長田委員 そうなんです。だけど、この後私たちはどういう仕組みを望んでいくのかという議論をするときにもととの知識というか、共通の認識みたいなものがないと、なかなかその話がしにくくなっていくので、今が一番、これからの1年間が大切だと考えています。

○酒井部会長代理 もちろん、そういった中でほんとうにユニバーサルサービスというのをどこまでの範囲にするのかということも重要ですね。携帯もそうなのか。広帯域がそうなのか。それも含めて、多分今後見直し等もいくのだと思いますので、よろしくお

願いたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

○酒井部会長代理　それでは、よろしければ、最後に競争セーフガードに基づく検証結果につきまして、総務省より報告がございます。よろしく願いいたします。

○淵江事業政策課長　それでは、今年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果につきまして、資料に基づいてご説明したいと思います。

資料の２ページ目からご説明させていただきたいと思います。ご案内とは思いますが、まずは競争セーフガード制度の概要についてご説明いたします。競争セーフガード制度とは、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のために電気通信事業法及びNTT法に基づき、これまで講じられてきた競争セーフガード措置の有効性、適正性を検証し、当該措置を市場実態を的確に反映したものとするために定期的に検証する仕組みとして2007年度から運用を開始したものでございます。今回は3度目になります。

検証対象としては以下の２点でございまして、電気通信事業法に基づく指定電気通信設備制度に関する検証、具体的には指定電気通信設備に関する検証、禁止行為規制に関する検証。それと日本電信電話株式会社等に関する公正競争の検証、具体的には累次の公正競争要件の遵守状況の検証、公正競争要件の見直しの必要についての検証ということでございます。

今年度の検証のスケジュールでございしますが、２のところ、昨年の6月30日に現行制度の運用に係る問題点等に関する意見公募を実施いたしました。8月に再意見の公募を実施いたしまして、62項目のご意見が出されてきたところでございます。本年12月28日に検証結果について公表いたしまして、それについての意見募集を実施し、今年の2月19日に検証結果を確定、公表し、NTT東西への要請を実施したところでございます。

その概要につきましては3ページ目のほうに記載させていただいてございます。意見公募で寄せられた62項目の論点につきまして、2月19日にNTT東西に対して報告を要請する事項等を盛り込んだ検証結果の確定を公表いたしましたところでございます。

主な検証結果でございしますが、NTT東西に対する所要の措置を要請する事項といたしまして、県域等子会社の役員、NTT東西の役員等との兼務状況。これにつきましては、NTT東西と県域等子会社の経営が実質的に一体となっているおそれがあることか

ら、公正競争確保上問題が発生していないか、引き続き注視するとともに、一昨年、昨年と同様に、役員の兼任の実態について報告の要請をしたところでございます。

引き続き注視する事項のところ、主なものを抜粋させていただいてございます。3点抜粋させていただいています。県域等子会社を通じた排他的共同営業などは禁止行為規制等の潜脱に該当するおそれがあるという指摘がございました。

県域等の子会社等を特定関係事業者に追加し、NTT東西との間に厳格なファイアウォールを設けるべきというご指摘もいただきました。

116番窓口におけるフレッツひかり等の営業活動に対するご懸念についてのご指摘もいただきました。

これにつきまして、一昨年度及び昨年度の検証結果に基づき、NTT東西に対し、所要の措置を要請した営業面でのファイアウォールの遵守等の徹底等につきまして、NTT東西の当該措置の運用を引き続き注視するということといたしましたと同時に、昨年の11月18日に発覚いたしましたNTT西日本及び県域等子会社において利用者情報の不適切な取り扱いの事件が発生いたしまして、本年2月4日に業務改善命令を行ったところでございます。

同命令に基づき、NTT西日本から提出されました業務改善計画及び以後2年間にわたって3カ月ごとに提出される報告を精査しまして、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

NTT東日本につきましても、本年2月4日に同内容の行政指導を行ったところでございまして、同行政指導に基づきまして、同社から提出された実施計画及び以後1年間にわたり3カ月ごとに提出される報告を精査し、電気通信事業の公正な競争を確保するために適切な対応をしてまいりたいと思います。

ご参考でございますが、業務改善命令の概要について少しだけご説明させていただきたいと思います。8ページに飛んでしまいましたが、申しわけございません。事案の概要でございます。平成21年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、同社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者への電話番号移転に関する情報を株式会社NTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで、株式会社NTT西日本一兵庫の従業員が販売代理店に提供したという、あってはならない事件が発生したところでございます。

これにつきまして、大変申しわけございません。5ページに戻らせていただきまして、

発覚いたしましたと同時に、NTT西日本に対し、電気通信事業法第166条第1項の規定により報告を徴収いたしまして、本年1月28日に電気通信事業紛争処理委員会に諮問し、2月4日に委員会より答申をいただき、業務改善命令を発出いたしました。

業務改善命令の概要につきましては2のところに書かれたとおりでございますが、1つとしまして、他の事業者等に関する情報につきまして閲覧——これは画面で見えるものがございます。取り出しというのは、全部の情報を打ち出すこととありますが——となる対象となる情報が業務上必要な範囲にとどまるように、顧客情報の管理システムについて見直すこと。必要最小限度のものしか見られないような顧客管理システムをつくり直すことを要請いたしました。

2つ目が、顧客からの問い合わせ、注文等の他事業者に関する情報を個別に取り扱うもので、合理的であるというものを除きまして、他の事業者に関する情報を自社が提供する役務の営業にかかわる一切の行為から隔絶される措置をとること。つまり、営業部門において他社情報が取り扱えないように組織的に分断するようなことを要請いたしました。

3番目といたしまして、このような事件が発生したことから、社内規定を検証しまして、規定の再整備等所要の措置を講ずるとともに、法令遵守が徹底される体制をNTT西日本において構築していただくこと。

それと同時に、NTT西日本が他の事業者等に関する情報の取り扱いにかかわる業務委託を行う会社についてもきちっと構築していただくこと。

4つ目といたしまして、このような事件が発生したということで、自主点検の拡充、それと地域子会社の監査を含む実効的な監査・監督体制を構築するということ。

と同時に、以上につきまして業務改善計画を3月4日までに総務省に提出し、業務改善の実施及び改善状況を取りまとめて、24年3月までの間、3カ月ごと総務省に報告するということの業務改善命令を出したところでございます。

6ページ以下は省略させていただきますが、業務改善計画が報告された、その中身でございます。

以上簡単でございますが、ご報告させていただきます。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○國井委員　　すみません。

○酒井部会長代理　　どうぞ。

○國井委員　　最後の業務改善命令に関する話なんですけど、仕組みをきっちりつくる、システムをきっちりつくるということと、啓発活動が非常に重要だと思うんですね。結局、すべて完璧に制度をつくるというのは無理で、社員の方たちがしっかりそれに対して意識を持っているということが重要だと思います。そういうことに関しても教育の頻度とか、どのように管理されているかとかということも見られたほうが良いと思うんですけど。

○酒井部会長代理　　どうぞ。

○淵江事業政策課長　　そのようなことにつきまして、3の法令等の遵守が徹底される体制を構築しなさいということを命じたところでございまして、これに基づきまして、7ページの3のところになると思います。3の2つ目のところでございますが、他事業者情報の適正利用に関する研修の内容の充実を図って、法令等の遵守を再度徹底する取り組みを強化するという事で、特に他事業者情報の適正な取り扱いというものについて取り出して教育研修をするということをするというふうに聞いてございます。

○國井委員　　これを定期的に……。

○淵江事業政策課長　　定期的にやると。

○國井委員　　新人も入ってきますからね。やっていただく。

○淵江事業政策課長　　その状況につきましては3カ月ごとに確認していきたいと思っております。

○國井委員　　はい。

○酒井部会長代理　　ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

○酒井部会長代理　　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の議事を終了いたします。次回の事業部会につきましては別途確定になり次第、事務局より連絡いたします。どうもお忙しいところありがとうございました。

閉　　会